

保護者の皆さまへ

# 令和8年度 特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

新潟市教育委員会

新潟市では、保護者の方の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興のために、小・中学校特別支援学級等でかかる費用の一部を補助する就学奨励費を行っています。

## 1 補助を受けられるご家庭

お子さんが新潟市立小・中学校の院内学級に在籍していて、市の定める所得基準以下のご家庭  
※ 新潟市就学援助の第1～3階層のご家庭及び生活保護を受けているご家庭の場合、重複して支給を受けることができないため、金銭的に有利な他の制度からの支給となります。特別支援教育就学奨励費の支給対象となりませんので、ご了承ください。

## 2 補助の対象となるもの

特別支援教育就学奨励費の支給費目は次のとおりとなります。

※ ご家庭によって支給対象となる費目が異なります。(裏面の「**審査及び支給区分**」を参照してください。)

補助費目	内容	補助する額(予定)		支給月(予定)
		小学校	中学校 中等教育学校前期課程	
学用品・通学用品 購入費	ノート・鉛筆等の購入費	定額 5,820円	定額 11,370円	1・3月
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費 ※1	入学時に購入するカバン等の購入費(新入学児童・生徒のみ)	定額 28,530円	定額 31,500円	10月

※1 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費を前年度の就学援助で支給されている場合は対象外となります。

## 3 申請方法

右記の二次元コードから手続き画面に進み、申請してください。

(注1) 申請には利用者IDの登録が必要です。

(注2) 二次元コードが読み込めない場合は、申請システム e-NIIGATA のキーワード検索から「特別支援教育就学奨励費」と検索してください。

※ 学校長からの現金支給を希望する場合、学校より委任状を受け取り記入して提出してください。

※ オンライン申請が難しい場合は、在籍する学校へお問い合わせください。



以下の(ア)～(ウ)に該当する方については、後日、「**令和8年度所得証明書**(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得の証明書で、雑損・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・地震保険料・ひとり親/寡婦の控除の記載があるもの。源泉徴収票は不可。)」を提出してください。

※ 「令和8年度所得証明書」は令和8年1月1日に住所のあった市区町村で概ね6月から発行されます。

(ア) 令和7年分の所得の申告をしていない方(所得金額等の申告が必要です)

(イ) 転入等の異動があり、令和8年1月1日は新潟市以外に住所を有していた方

(ウ) 区域外就学者等で市外に住所がある方

## 4 審査及び支給区分

就学援助・生活保護制度適用の有無及び同居家族全員の令和7年分所得等により、支給区分を決定します。審査結果は、学校を通して通知します。（8月頃を予定。）

支給区分（世帯の概要等）		支給内容
就学援助・生活保護を受けていないご家庭	所得金額が基準額の2.5倍未満	「補助の対象となるもの」のすべての費目を特別支援教育就学奨励費から支給します。
	所得金額が基準額の2.5倍以上	特別支援教育就学奨励費の支給はありません。
就学援助を受けているご家庭 ※		就学援助から支給されるため、特別支援教育就学奨励費の支給はありません。
生活保護を受けているご家庭		生活保護の扶助費から支給されるため、特別支援教育就学奨励費の支給はありません。

※ 就学援助制度を利用されている場合、有利な制度からの支給となります。就学援助の第4階層（25%支給）の方のみ、「補助の対象となるもの」のすべての費目を特別支援教育就学奨励費から支給します。

<所得基準額の2.5倍の目安> ※ご家庭の状況によって異なります。

家族構成	所得金額	家族構成	所得金額
家族の人数：3人 母 32歳 小学 2年 幼稚園児 4歳	667万円	家族の人数：4人 父 35歳 母 33歳 小学 2年 幼稚園児 4歳	676万円
家族の人数：5人 父 37歳 母 35歳 小学 4年 小学 2年 幼児 2歳	749万円	家族の人数：6人 父 35歳 母 33歳 小学 2年 幼稚園児 4歳 祖父 64歳 祖母 61歳	829万円

※ 所得・・・収入金額から必要経費を引いた額

## 5 支給予定日等

下記の日程で、保護者口座に振り込みます。（委任状提出者については、学校長口座に振り込みます。）

支給予定 令和8年10月  
令和9年 3月

※ 前月までに確認がとれたものについて支給するため、振込日が上記日程より遅くなる場合があります。

### ★他市区町村に住民票があり、区域外就学をしているお子さんの保護者の方へ★

他市区町村から区域外就学により新潟市内の院内学級に在籍している場合、「補助の対象となるもの」のすべての費目を特別支援教育就学奨励費から支給します。ただし、他制度と重複して支給を受けることはできないため、住民登録のある市区町村で就学援助や生活保護の支給を受けている場合には、奨励費の支給はありません。

提出書類の「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」の特記事項欄に、住民登録地の市区町村からの生活保護、就学援助支給の有無を記載してください。（書き方等は、お配りしております記載例を参照してください。）